|  |
| --- |
| 高知県レンタル畜産施設等整備事業実施要領一部改正新旧対照表 |
| 改正後 | 現行 |
| 第１～第10（略）附　則　１　この要領は、平成25年５月23日から施行する。　２　この要領は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５、第７、第８及び第９の規定は同日以降もその効力を有する。附　則　この要領は、平成27年４月１日から施行する。附則この要領は、平成29年４月１日から施行する。附則　この要領は、平成29年12月21日から施行する。附則　この要領は、平成30年４月１日から施行する。附則　この要領は、平成31年４月１日から施行する。附則　この要領は、令和２年４月１日から施行する。附則　この要領は、令和３年４月１日から施行する。別記第１－１号様式～第７号様式　（略） | 第1～第10（略）附　則　１　この要領は、平成25年５月23日から施行する。　２　この要領は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第５、第７、第８及び第９の規定は同日以降もその効力を有する。附　則　この要領は、平成27年４月１日から施行する。附則この要領は、平成29年４月１日から施行する。附則　この要領は、平成29年12月21日から施行する。附則　この要領は、平成30年４月１日から施行する。附則　この要領は、平成31年４月１日から施行する。附則　この要領は、令和２年４月１日から施行する。（新設）別記第１－１号様式～第７号様式　（略） |